

平成7年8月 労働省職業安定局長通達
「文書募集を行う事業主に対する適正化指導等について」

※下線は筆者によるものである。

1. 募集主関係

労働者募集広告に関する責任は、基本的には、法律に規定されている通り「募集主」にあり、募集主は、労働者募集広告を行うに当たっては、関係法令を遵守し適正な労働者募集広告を行うようにしなければならないこと。

(1) 労働者募集条件の明示

労働者募集広告の直接頒布又は求人広告関係事業主に広告を申し込む場合には、求職者に対し、従事すべき業務の内容、及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない（職業安定法第42条第1項）。

このため、以下のような事項について、広告の形態上すべての事項の明示が困難な場合を除き、できる限り具体的に表示するよう努める必要があること。

- ① 求人者（雇用主）の名称・所在地・電話番号
- ② 事業内容、募集職種と仕事の内容
- ③ 応募資格（学歴、職歴、経験、公的資格等）
- ④ 勤務条件
 - ・ 労働時間、休日、年次有給休暇
 - ・ 賃金の額、支払形態、昇給、賞与、交通費有無、諸手当の内容
 - ・ 就業地が求人者（本社）の所在地と異なるときはその場所等
- ⑤ 雇用形態（正社員、パート・アルバイト、派遣等の別）
- ⑥ 応募方法（応募に必要な書類、面接、選考の場所等）
- ⑦ 社会保険・労働保険の適用状況

(2) 通常の雇用関係と異なる労働者の募集

労働者派遣事業、有料職業紹介事業など、通常の雇用関係と異なる労働者を募集する場合は、(1)の項目に準ずるほか、それぞれの事業内容や事業に係る許可番号等を表示するなど掲載を依頼する場合には特に注意を払うことが望ましいこと。

(3) 従事すべき内容を明示するに当たっては、募集に応じようとする求職者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現、的確な表示に努めなければならない（職業安定法第42条第2項参照）。

(4) 虚偽の広告をし、又は虚偽の条件を呈示して労働者の募集を行うことは禁止されていること（職業安定法第65条第9号参照）。

(5) 労働者の募集以外のことを目的としたり、社会倫理や社会秩序に反する恐れのある労働者募集を行わないこと。

(6) 労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法等職業安定法以外の関係法令について

も、これを遵守しなければならないこと。

(7) 電話による問い合わせがあった場合や面接を行う場合は、募集内容と相違がないよう正確かつ詳細に説明するように努めること。

2. 求職者関係

労働者募集をめぐるトラブルを防止するためには、求人広告を利用する求職者自身もその利用方法等について認識を深める必要があること。

(1) 労働者募集広告を利用して求職活動を行う場合は、労働条件等募集内容を事前に十分確認すること。

(2) 労働契約や労働関係法令に関する基礎知識を身につけるよう努めること。

(3) 労働募集広告を利用して求職活動を行う際に問題が生じた時をはじめ、労働者募集広告に関して積極的に公共職業安定所を利用すること。

3. 求人広告関係事業主関係

労働者募集広告に係る法律上の責任は、本来募集主が負うべきものであり、求人広告関係事業主については基本的に法律上の責任はない。しかし、労働者募集広告が労働力需給調整において重要な役割を果たしていることにかんがみ、求人広告関係事業主についてもその立場において、労働者募集広告の適正化のために相応の役割を果たすことが社会的に期待されていること。

求人広告関係事業主については、既に媒体の形態ごとに（社）全国求人情報誌協会、（社）日本新聞協会等関係事業者団体及び広告審査関係団体により、倫理綱領・掲載基準等が定められ、それに基づき自主規制が行われており労働者募集広告の適正化に成果を上げているが、今後ともそれらの自主規制の普及等により労働者募集広告の一層の適正化が図られることが期待されること。

一方、求人広告関係事業主のうち、特にこれら関係事業者団体等に加入しておらず、かつ、自主規制を行っていないものについては、行政機関は、次の事項について周知・啓発を行ない協力を求めるものであること。

(1) 労働契約の内容をめぐるトラブルが生じることのないよう、上記 1. の募集主が留意すべき事項を十分踏まえた上で、求人広告を掲載するように努めること。

(2) 広告申し込みの受理に当たっては、労働条件その他の求人条件等が関係法令に違反していないことを確認するよう努めること。

(3) 新規に求人広告の掲載申し込みがあった事業主については、その所在地と事業内容等に虚偽のないことを確認するよう努めること。

(4) 求職者とのトラブルが多い等表示内容が虚偽又は誇大である蓋然性が高い募集主の広告の掲載に当たっては、慎重に対応するよう努めること。

(5) 募集広告の内容の適正を確保するために、広告審査の充実等に努めること。

以上